

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関するご意見の募集について(厚生労働省臓器移植対策室まとめ(未定稿))

- (注) 分類番号は意見毎に以下のように区分けしている。
- 1 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成
  - 2 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対
  - 3 個別の記載不備事例の取扱いについて
  - 4(1) 臓器提供意思表示カードの様式の見直すべき
  - 4(2) 臓器提供意思表示カードの所持の確認について
  - 4(3) 臓器提供意思の確認についてより慎重に行うべき
  - 4(4) 臓器提供意思表示カードの一層の普及啓発を行うべき
  - 4(5) その他

(意見提出者については敬称略、個人情報に係る部分については割愛)

意見番号	意見提出者	分類番号	意見内容	意見
1	久米 若奈	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	臓器提供意思表示カードの記載不備事例を拝見させていただきました。私は、約9年前にオーストラリアで肝臓移植を受けました。9年前というと、現在のように移植医療は定着していませんでしたし、生体での移植もいろんな問題が浮上していたように思います。当時、私の周りで多くの患者さんが移植を望んで日々治療にがんばっていても、結局移植を受けることができずに亡くなっていかれるのを見てきました。私は、早く日本でもたくさんの方が移植を受けて元気になっていくような社会になって欲しいと願っておりました。 6年前に法の施行、私は心から喜び、これで日本の移植医療が発展すると信じておりました。しかし、現状は全く私の望んでいた結果ではありませんでした。最初は世間でも移植医療に関心を持ってくれる方々がいきましたが、それも時間とともに薄れていったように思えてなりません。ドナーカードも思うように普及させることもできず、実際ドナーが出てても記載不備で対象外になるケースが多くなかなか移植に結びつかない。移植希望者は国内での小さな望みを抱いて大人も子ども治療に励む方、時間のない患者さんは外国へ生きる希望を求めて渡航する。何も変わっていない現状に憤りを感じておりました。しかし、今回の妥協案が正式に決定されれば、今まで以上に国内での脳死移植の症例数が増え、元気に社会復帰できる患者さんが増えると思います。これは私たち患者にとって願ってもないことです。 是非、この案を活かせるようお願い致します。
		4 (5)	その他	最後に、移植を待っているのは成人患者だけではなく、小さな子供たちも死と背中合わせに毎日病氣と闘っているということもご理解ください！子供たちの将来のためにも、これから15歳未満の臓器提供がスムーズに行われるようよろしく願いいたします。 そして、私たち患者は誰かの死を望んだり、待っているわけではありません。その辺も誤解のないようお願い致します。 良い方向に進むことを心から願っております。
2	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	意思表示カードの記載不備事例における取扱いは、貴省作成の今後の取扱い(案)のとおり取扱うことが望ましいと考えます。
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	臓器提供意思表示カードは、遺言書同様、生前の意思を伝える大変重要なものです。 現行のカード及びリーフレットでは、記載内容不備が約13%であることから、自らの意思を不備なく記載できるよう、意思表示カード及びリーフレットの記載内容を早急に改正する必要があると考えます。 また、記載された意思表示カードについては「一度、(社)日本臓器移植ネットワーク又は各都道府県・市長村等にみてもらいましょう」等、リーフレットへ掲載し、未だに記載不備を防止するよう、対策を講じることが必要であると考えます。
3	濱田 浩二	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	カードの記載不備についてわかっていながら約100件もの善意の意思が伝わらず助かるはずの命が助けられないことが一番問題だ。 記載不備については記載日、署名は当然大前提だが記載ミスと明らかなものと、不明瞭なものがあるはずなので意思として解釈ができるものはそれを尊重すべきだ。 カードの確認については、家族了承のもと移植コーディネータに権限を持たせる。
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	記載不備が多いのは様式が間際らしい部分があるのでは？記載ミスを防ぐ為に様式を見直しわかりやすく必要がある。
4	松永和久	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	カードを持つと言う事自体、その方は臓器提供についてNOかYESか意思表示がはっきりしており、その意思を尊重すべきです。 提供したくない人は3番のみに をしているはずで。 したがって、本人の署名があれば3番のみに があるカード以外は提供意思があると判断して妥当ではないでしょうか。あとは家族の判断にゆだねれば、問題ないと思います。
5	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	脳死の場合でも、心停止の場合でも、臓器提供については家族の同意を必要としており、3.(私は、臓器を提供しません)に丸印がない限り、事例のような不備があったとしても本人に提供の意思がある事は明白であり新しい取扱いに(案)に賛成です。
		3	個別の記載不備事例の取扱いについて	但し、1又は2に だけの場合、提供する臓器の範囲をどのような判断のもとに特定されるのか知りたい。

6	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	最近の報道などをみると、以前に比べ徐々に変化が起きていると感じています。すなわち、以前はマスコミにおいては脳死判定が適切に行われているのかどうか、そのあら探しに終始していた感がありましたが、最近ではむしろ移植治療に前向きな報道が増えてきたように思います。やっとな一般的にも移植治療の考えが広まってきたのかなと思います。 また日本の移植治療が立ち遅れている原因の一つとしてドナー不足が重要であることもコンセンサスが得られつつあると考えられます。こうしたなか、移植治療をより発展させ、助かる患者さんを助ける、という観点から、今回のカードの積極的肯定的解釈に賛成いたします。別添の案にほぼ賛成ですが、この案が成立した際には、カード不備があった場合には、移植ネットワーク側ではこういう解釈がなされます、ということを経験一般に広く公表すべきだと考えます。
7	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	僕は現在脳死移植のレシピエントとして入院生活をしています。 ドナーカードの記載不備で移植が受けられないのは、ドナーとレシピエントにとってもお互い意思が尊重されないことになると思います。
		4	(1) 意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	ドナーカードについても僕の家族も最初はもちろん、いろいろわからないことが多く、ドナーになってもいいと言っている知人・友人もカードの記載の仕方があまりわからないようです。 いつでもどこでももてるような、ドナーカードもしくはシールにしてほしいです。それととも脳死移植の現状を全国の方々に知ってほしいです。 僕自身の気持ちでは与えられた命を有難く受け止め一緒に生きていきたいです。どうかよろしく願いいたします。
8	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	これまでの非人道的とも思える臓器提供意思表示カードの取り扱いにより、ドナーカードを所持する方の意思が生かされないケースが多々見られた事は周知の事実である。もっと大きな問題は、そのような取り扱いにより、命を懸けて移植を待って来られた多くの患者さんを見殺しにしてきた事であり、私も含め、厚生労働省の関係者並びに関連学会の責任ある立場におられる方々、また、日本のオピニオンリーダーであるメディアの方々の猛省を促したい。本来ならば臓器移植法が成立して3年を経た時点で臓器移植法を見直すとの付帯決議にも拘わらず、これまで見直しを放置してきた事についても我々は大いに反省すべきである。臓器提供の意思を持ちながらそれが生かされなくなった臓器提供意思表示カードを所持しておられた方々に対して、またその意思が生かされていれば救命できたかもしれない多くの臓器移植待機患者さんの鎮魂のためにも、また現時点で命がけて移植待機されている患者さんの救命のためにも、一刻も早い「臓器提供意思表示カードの取り扱い」の見直しを希望する。
9	和田泰治	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	まず、意思表示カードの3(臓器を提供しません)は不要だと思います。臓器提供を希望する人だけが当カードを所持することにより、臓器提供の意思判定が簡単に行えると思います。 つぎに、提供部位についてですが、提供部位に印がない場合は、全ての臓器を提供してよいものと判断するのが妥当と思われる。 最後に本人の署名についてですが、本人の署名のみ確認できれば、家族及び署名日などは未記入や誤記であっても、臓器提供の意思有と判断するのが妥当であると思います。ただし、本人の署名がない場合は、意思確認が出来ないものとし無効とするほうがよいと思います。
10	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	記載不備なのに、人の命をなぜ断つのでしょうか？ お役所仕事とは思えません。自分たちの都合の良いことばかり「お固いこと」を抜きにするのは、許せません。命の大切さというのは、幼稚園生でも知っています。もう一度、学識ある方にしっかり意見を伺ってみたいとはいかでしょうか？
11	海津慶子	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	カードの正確な記載方法は意思表示には確実であるが、煩雑で分かりにくい。 記載不備により生前の意思と残された家族の意思が生かされないのはおかしい。生前の意思が十分に反映され家族も同意しているのであれば臓器を提供していただいていいと思う。 新たなカード取り扱い方法に異論はない。
12	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	臓器移植賛成派意見です。 ドナーカードを持ちながらも移植手術まで行かずに亡くなられた方が多いと伺います。 それは人の善意の心を無視しているように思えます。人の善意から来る、志を無視する事はどうかだと思いますが。 また私は臓器移植をして命を助けてもらったうちの一人です。 毎日生きている事の素晴らしさ、ありがたさを忘れた事はありません。
13	大畑益子	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	貴省が出された臓器移植意思表示カードの記載不備事例の取り扱い案に関して全面的に賛成です。私は献腎移植手術を受け、23年になります。亡くなられた方と共に普通の人の何倍も充実した人生を送り、普通の人の何倍も人の愛に感謝し、普通の人の何倍も社会に役立つ人間になろうとしていると言っても過言ではありません。 臓器を提供したいと言う人がいて、提供を受けたいという人がいて、それに賛成し手術をしようという医師がいる、この3者が心一つにするのにどうして、スムーズにいかないのかと常々思っていました。 なにもイヤだという人に臓器を提供して、とお願ひしているではありません。提供しようという尊い人間愛を、多少の書類の不備で生かされる事無く終わってしまうことの方が死者を冒とくすることになるのではないのでしょうか。 臓器移植の理解と協力、更なる普及を心から願う者です。どうぞよろしく願い申し上げます。

14	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>脳死の場合のみならず心停止の場合でも、臓器提供については家族の拒否が無く本人の意思を尊重する必要があることから一部不備が有っても、要件を満たしていれば移植可能であると思います。</p> <p>そのように考える点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本人の意思のみならず家族の意見も聞いている</li> <li>2. 私自身カード配布しておりますが、渡した相手に十分な説明をしておりません、説明を十分に正しく書いていただくことが最重要かと思うが現状本人の意思を汲み取る必要がある。</li> </ol> <p>賛成意見は以上ですが、以下今回の事で危惧するところ上げます</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 脳死の問題や生命の尊さを取りだし反対意見を述べる</li> </ol> <p>本法律作成時点でクリアーしていることを蒸し返してはいけません</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. カードの記入で意思表示とみなさない意見</li> </ol> <p>現状の意思表示カードの記入方法を否定しては今回の議論にならない以上です</p>
		4 (4)	臓器提供意思表示カードの一層の普及啓発を行うべき	一人でも多くの方が意思表示カードを記入携帯していただくこと、カード配布や記入方法の説明等を義務教育で行っていただくことを献腎移植を受けたものの1人として望みます。よろしくをお願いします。
15	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>このたび、記載不備事例があっても提供意思表示をしていると見なして臓器摘出を認める方向にあるとうかがいました。私はこの方向を大変危険なものと感じています。</p> <p>そもそも、自由配布で個人が複数所有できる「カード」という形式自体が根本的に問題でしょう。せめて、役所に所定の用紙があり、立会人のもとで必要事項を書き、印鑑を押すかサインをするぐらいの慎重さが必要だと考えます。</p> <p>ましてや、不備があるという場合に、本人に提供の意思があるということを断言できる人など誰もいないと思います。</p> <p>それゆえ、不備がある場合に提供の意思表示をしていると見なすことには反対です。</p> <p>この意見をぜひ検討して下さいますよう、なにとぞお願い申し上げます。</p>
		4 (3)	臓器提供意思の確認についてより慎重に行うべき	
16	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	臓器提供意思カードの記載不備については「3.私は臓器を提供しません。」という明確な意思が記載されていない場合は本人の意思を尊重すべきと思います。
		3	個別の記載不備事例の取扱いについて	(2) カードの番号3に と×の両方を記載していた場合 カード番号1に があった場合でもカード番号3に ×が記入されている場合、意思表示が明確で無いので提供は見送るべきだと思う。
17	西森豊	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>(1) カードの番号の記載に不備がある事例について</p> <p>(1) カードの番号1に がなく、提供したい臓器が で囲まれている場合</p> <p>(2) カードの番号1に がなく、提供したい臓器も で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合</p> <p>(3) カードの番号1に があり、提供したい臓器が で囲まれている場合であって、カードの番号3に と×の両方を記載していた場合</p> <p>上記(1)～(3)の場合について、脳死判定になんのために本人の同意が必要だということにしたのが、わかっていない場合があるのではないのでしょうか。</p> <p>また、臓器移植法制定の時の議論や趣旨がわかっていない場合があるのではないのでしょうか。</p> <p>なにより、脳死移植とはどのような手順でおこなわれるのか、わかっているのかどうか、心配です。</p> <p>是非、説明のパンフレットを補充してほしいものです。</p>
		4 (3)	臓器提供意思の確認についてより慎重に行うべき	<p>また、私は、チェックカードというものを考案しています。</p> <p>チェックカードは、脳死と心臓死の違いについて、本人が理解していることを確認するためのものです。</p> <p>健康保険証と同じぐらいの大きさのカード(二つ折か三つ折)で、臓器提供意思表示カードとともに携帯します。</p> <p>チェックカードのすべての項目に自筆のチェックがついていないと、臓器を提供することはできないこととします。</p> <p>下記の論文のなかで説明しています。</p> <p><a href="http://www.kinokopress.com/civil/0302.htm">http://www.kinokopress.com/civil/0302.htm</a></p> <p>チェックカードの使用についても御検討ください。</p>
18	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>臓器を提供するかどうかという大変重要な意思を表示するのに容易に偽造ができ、つまり(即ち)確定的な本人(の意思)確認が困難な現行の方式自体問題があると考えるので、多少の記載不備があっても構わない、とする今般の方針には強く反対します。</p> <p>そもそも目の前の患者の命を救うことが救命救急医療の根幹精神のはずなのに、このカード導入以降、提供の意思が推認されるや、直ちに臓器の良好な保存に精力が注がれると聞きます。</p> <p>「脳死」による臓器提供は救命救急医療の現場の医師及び看護師の精神を歪ませているような気がしてなりません。</p>

19	油島千恵子	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	従来カードをそのまま使うなら、この案はいいと考えます。
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カード等の様式を見直すべき	しかし、ドナーカードの形式を変える時期ではないでしょうか。アメリカのように運転免許書を見ただけでYESかNOが分かるようにすると、20歳になったら記入して所持する。自分・他人の命を真剣に考えるためにもそういう機会が必要。昨今のインターネットで呼びかけての集団自殺や児童殺傷事件を防ぐためにもいいのでは。日本はあまりにも平和で思われています。小中学生の時から真剣に考え、(学校でも議論を交わす機会を作る)命の尊厳を考える機会をたくさん作って欲しいと思います。
		4 (5)	その他	河野太郎氏が提案していた「家族の意思で移植できる」という案はどうなったのでしょうか。子どもの移植を考える上でも是非案ができることを切望します。障害になっている虐待を見分ける・防ぐということは全く別問題と考えます。これは専門家、医師がしっかり見れば防げることです。これも子どもを持つ・命を育てる教育がされていないことが原因だと思います。子どもを育てるとはどれだけ大切で素晴らしいことか、道徳・倫理・保健で繰り返し話し合うべきでしょう。勉強より人間として一番大事な教育だと思います。ドナーカードの普及と移植の件数をもっと増えるように考えて下さい。先進国でこんなに少ないのはどこかおかしい。渡航移植に頼っていることは恥ずかしいと考えべきでしょう。せめて年間2ヶ台の移植があれば、患者は希望を持って待てると思います。希望が持てるのと持てないのとでは生きる気力が違います。とにかく早い対処をお願いします。
20	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	我が子が心臓病ということもあり、移植に関心があります。しかし、カードの不備により移植が出来なかった例の具体的事例や件数がわかっていなかったので正直、驚きました。私も、施行当時からカードを所持しており、家族にも同意して欲しいと言っており、しかし、カードの不備について思いもつかず、改めてカードを見直した次第です。移植の意思がある…移植して誰かの役に立ちたい…のに、丸を付け忘れたためにドナーになれないとは、残念でなりません。家族の折角の決断も無くなり、無念さだけが残るでしょう。移植カードには、「提供しません」という欄もあります。ドナーになることへの反対の方は、その意思を示せるカードです。だからこそ、ドナーになりたい人の意思を阻害することのないよう、お願いします。家族がドナーとなり、体の一部がどこかで生き続け、誰かの役に立っているのは、賛成する家族にとって励みになります。臓器提供意思表示カードをもっと普及(賛成・反対ともに)し、活用されるよう改正されることを願ってやみません。提供者の「熱い思い」が反映される整備を強く望みます。
21	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	脳死の場合も心停止の場合も、臓器提供については家族の同意を必要としており、私は、臓器を提供しませんに丸印がない限り、本人に提供の意思がある場合が明白であれば、常識的な考えである新しい取扱い(案)に賛成します。
22	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	最近、遺言公正証書の手続をしました。財産の遺言でもかなりきびしいチェックがなされました。財産より重い生命や身体に関する事柄は、財産相続の遺言以上に厳しい確認が求められるべきだと思います。
23	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	普及活動を通して、意思表示カード(以下、カード)に対する一般の皆様、医療関係者の認知度が高まりつつあることを感じております。また、カード記載の解釈が以前と比べ柔軟になり、現場のものとしての期待もしております。
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	実際、家族の強い希望があるにも関わらず、カード記載の難しさから、せっかくのご意思が無駄になることが多々ございます。現行法のように本人の意思が優先されたままでカードがより簡素化されること、具体的には、諸外国のよう運転免許書へ臓器提供について希望の有無を確認できるような項目が設けられるとより効果的であると考えております。そして、健康な時に臓器移植を通じ、自分の将来そして最期を考える機会となる必要ではないでしょうか。
24	木岡 昇	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	臓器提供の意志欄ですが、1に、さらに提供臓器に、は二度手間です。1でも2でも、その欄の臓器に、があれば、脳死、心臓死に記入したと判断して良いのではないのでしょうか。よしんば記入間違いとしても、1に、がなく、1欄の臓器に、がある場合は心臓死後の提供でも良いのではないのでしょうか。カードは非常に見づらく判りづらいです。カードを携帯するものとして、もし不幸にも、不慮の死を遂げた場合に、提供を受ける人がいたら、その方に生を引き継いでいただければ、と言う思いです。誰も、臓器提供者の死を望んだり、自ら死をもって提供しようとは思ってないはずで、その辺の啓蒙にも力を入れて頂きたいです。映画では、アメリカでは提供意志のプレスレットだったと思います。カードなら、不慮の死を遂げたときに、救急隊等が探す必要があります。プレスレットやペンダントに意志情報の入ったチップをつけて、身に常時つけておけば、救急隊等が即判別でき、時間のムダがなく故人となった者の意志が尊重できると思います。
		1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	不備記載でも柔軟に対応し、故人の遺志を尊重して欲しいということです。

25	福嶋教偉	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	「臓器移植に関する法律」では、第2の基本的理念で、臓器の提供に関する意思は尊重されるべきことと、歌っており、可能な限り意思が反映されるように、意思表示カードの記載不備事例を取り扱う必要があると考えます。その点で、今回の修正案は的を得た修正案であると考えます。但し、本人の名前のないものについては、本人意思を確認できないので、提供するのは無理と思います。以上、早くにこの問題が解決され、一人でも多くの方の意思が尊重され、結果的に多くの末期的臓器不全患者さんの命が救われることを期待しています。
26	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	ドナーカードとは、自分の命の終わりを(終わり方を)決定する、重要なものだと考えます。また同時に、社会的にも効力のある、書類であると言えます。一般の書類でも、書き間違いはそれでよいということにはなりません。また、役所に出す様々な書類も、間違っている場合には受け付けてもらえません。それが、間違っているのもよいと判断されることは、どうしても納得が行きません。もし、書き間違いによる問題があるとすれば、そうならないための工夫こそが必要で、生命保険などの場合、かなり慎重な審査が伴っています。本人の命のみならず、家族の死の受諾を伴う重要事に、あまりにも安易な発想としか思えません。また、現在の日本の法律では、すべての脳死は人の死とは決めていません。所定の条件を満たした場合に限り、死とみなすことにしています。その条件の中にあるドナーカードの間違いを承知で認め、判断を緩めることには反対です。
27	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	取扱い(案)のように、多少の不備があっても本人の意思を無駄にすることなく、柔軟に対応するようにしてほしい。
28	匿名	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	現行カードの記載は複雑です。臓器提供を可とされる方の意思が確実に生かされるよう、また自分の意思を簡潔に表せるように、例えば運転免許証や健康保険証にも記載できるよう簡潔な表示方法にしてください。
29	匿名	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	臓器提供を可とされる方の意思が100%生かされるよう 現行カードの記載は複雑です。記載不備を防ぐよう改善してほしい。 印を入れる位置が理解されていないように思う。 自分の意思を簡潔に表せるように意思表示カードを改善してほしい。 運転免許証や健康保険証にも記載できるよう簡潔な表示方法にしてほしい。 健康保険証等に貼付用は意思の記載がしにくいので改善してほしい。 外国の場合のようにもっている人で、意思がNOの人以外は了解されているものとして提供可能となるよう検討してほしい。 家族の署名がないと提供の意思があっても「可」としてほしい。
30	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	標記取扱案については全面的に賛成である。ドナーカードの表記の仕方が厳密すぎて、臓器提供の意思表示があるにもかかわらず、臓器の提供に至らないことは、ドナーにとってもレシピエントにとっても不幸なことだと思う。日本で移植が殆ど行われていない現状を、ほんの少しでも改善すべく、一日も早くこの案を通していただけることを祈る。臓器提供はしたくないという方の意思を尊重することばかりに重きを置かれているが、同じくらい、脳死になったときには自分の臓器を提供したいという意思も尊重されるべきだと思う。
		4 (3)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	私は原発性肺高血圧症という難病で、現在は在宅酸素をしながら療養中である。悪化すれば移植しか治療法はないといわれている病気である。また心臓病者友の会に入会し、多くの心臓病の仲間と知り合う中で移植を受けて成功し元気になった人に接することが出来た。それまでの消えそうだった命のことを思うと、あまりに元気になって目を見張るほどでありまた元気に話が出来ることをどれだけ嬉しく思っただろう。しかし、反対に以前は移植という治療法が日本になく、近年では移植を日本で待ちながら間に合わず、亡くなってしまった人と接したとき、どれだけやるせなく、切ない気持ちになることか。そこに移植という医療があるのに、何故?と思うとご家族の方の悔しさは計り知れないだろうと思う。また日本はいつまで移植を海外に頼るのだろうか?移植が必要なほど重症の患者を気圧の下がる海外線の飛行機に乗せ莫大な費用をかけ、海外でも足りないと言われている善意に頼りながら。
		4 (4)	臓器提供意思表示カードの一層の普及啓発を行うべき	日本でももっと移植が進むよう、自分が脳死になったら臓器を提供したいという人の意思がきちんと反映されるよう、さらなる制度改革をお願いしたい。たとえば以下のようなことである。 臓器提供の意思表示は運転免許証に記載すべきである。 また中学校の卒業式にドナーカードを配るべきである。 もちろんどちらの意思も尊重されることを強調し、決して非難や強要をしないこと。
		4 (2)	臓器提供意思表示カードの所持の確認について	指定病院以外でも脳死判定が出来るよう制度を改革すべきである。スペインでは脳死判定係りの人が駆けつけ、どの病院からも臓器提供が可能。病院では、脳死になった場合必ずドナーカードのチェックをしなければならないよう、法改正すべきである。またそのような話をするプロを養成し各病院におくべき。脳死以降にドナーカードが確認された事例も多いと聞く。

31	匿名	4 (5)	その他	<p>医療機関の積極的な提供者への視野を広げる運動を行なうと共にカードの意味・記入要領を説明出来る要員を早急に育成すること。 保健所・役所の保健担当の意識が市民に伝わってこない。 会社・労働組合、各種団体に要請して会員を募る。 私達は移植と聞くと「他人事」「恐怖」「死人にメス」とか家族のことをも気になります、理解をするための勉強会も必要です。 国は色々施策をやったと言うでしょう、確かにカードは町医者にもあるが、現場までの関係人の意識は低い、義務的に置いている感じです。</p>
32	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>私は今年7月にアメリカで心臓移植を受けた患者です。 約20年間の闘病の末、生きる方法は心臓移植唯一つと告知され、2年以上もドナーが現れるのをステータス1の状態で入院待機しておりました。 しかし症状はいっきに急変し補助人工心臓に繋がれ命のカウントダウンが始まり、早急な国内での移植が望めない事から、多額の資金を要し大きなリスクを背負う事になる海外での移植を希望し、多くの人々に支援を呼びかけ募金を募り命がけの渡航し、ぎりぎりのタイムリミットのところで命を救われました。しかし、海外での移植も狭き門で移植までにたどり着ける患者はアメリカでも3～4割でドナー不足は日本同様深刻な問題です。 アメリカで移植を受けて、すっかり社会に定着しているアメリカの移植医療を実感しました。また、日本では移植が必要な15歳未満の子供は生きる望みがありません。この事実を国家はどのようにお考えなのでしょうか？まずは大人社会での移植医療を定着させないとこの問題は解決できないと私は考えています。臓器移植・脳死についての考えはさまざまで慎重に事を運ぶべきことは十分に理解しています。しかし、命の瀬戸際に立ち希望を持ちながら過酷な治療に耐え続けた患者としましては、国内での移植医療が遅れている、理由の一つとしてあげられている臓器提供意思表示カードを持ち臓器提供の意思があると十分思われる方々の意思が、カードの細かい不備により今まで生かされていない事実を非常に無念に思うのです。今後臓器移植を推進する上で取り組んでいただきたい事は他にもありますが、本人の意思表示が明確である場合は記載不備によるドナーカード無効という判定に強く反対致します。国民の大切な命を日本の未来を担う子供達の命を、外国ではなく我国日本でどうか守っていただきたいと切にお願い申し上げます。</p>
33	日本消費者連盟	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>(意見) 臓器提供意思表示カード(およびシール)自体、重大な移植のドナーとなる行為に対する書面による意思表示としては、明確性、確定性、検証性において不十分であり早急に廃止し、ドナー登録のための厳格な本人の意思が確認できる公的な登録制度を検討すべきである。 「カードの記載事項の一部に不備があっても、当該カードのその他の記載内容等から、本人の署名があり、かつ、本人の「臓器を提供する意思」及び「脳死判定に従う意思」が確認できるものについては、法の求めている書面による意思表示が存在するものとして取り扱い、本人の意思を正確に確認するため、カードの記載とあわせて、家族の陳述など他の資料も考慮する。」との取扱いには反対する。</p> <p>(理由) 現在、厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワークは、「臓器の移植に関する法律」(以下 臓器移植法)において脳死下臓器提供の要件とされている、臓器の提供に関する書面による意思表示に用いることができるよう、臓器提供意思表示カード(以下「カード」という。)を作成し、広く頒布している。 臓器移植法は、1997年6月17日可決・成立し、同年10月16日から施行された。国会でも衆議院で対案がでる中、「脳死を人の死とすることについては合意が得られず、本人が臓器提供と脳死判定に従う意思を書面で示し、かつ家族がこれを拒まないときに限って脳死を人の死と認める」形でようやく成立したものである。 臓器移植法第2条において、「死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。同2項 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。」としたのは、本人の同意がある場合には脳死を人の死と取り扱うことができるとしたものであり、本人の同意についてはあくまでも提供する意思だけでなく、提供の意思の撤回、変更にも任意性を尊重する趣旨であると解せられる。今回の「記載不備事例でもドナーとしての提供の意思を満たしたものと扱う」とする取扱いは、現行法でも不十分な意思確認手段をさらにゆるめるものであり、ドナーを増やすことのみを意図したものとしか考えられない。 未だに脳死が人の死であるかどうかとの議論について、国民的合意が得られない中、「自民党調査会案」が、「脳死」判定において本人意思ならず家族の承諾さえ不要とし、小児に「脳死」判定を拡大すること、ドナー年齢を切り下げることなどを意図している。しかし、実際には法改正が困難なことから、現行の不備カードをなんとか活かそうとの趣旨と思われる。 「命の贈り物」との美辞麗句とは裏腹に、現行での移植現場での数多くの違反によるドナーの人権侵害行為が十分に検証かつ公開されないままに、移植の推進を行うことは許されない。日消連では他団体と共に、「脳死」であるとして生きた臓器を摘出されるドナーに対し「救命治療は尽くされたか、脳死判定は適切・正確に実施されたか」など、人権侵害行為が起きていないかを市民の立場から検証、監視してきた。しかし、「脳死」と判定される人が十分な救命治療を受けたのか、臓器摘出したいが為に救命治療を早期に止めていないか、脳死判定は正しく行われたのかという問題は依然として解決されていない。 この7年間に行われた移植では、実際、ドナーの「生命兆候を見逃す」等の深刻な人権侵害が現実起こっている。日本弁護士連合会が、高知赤十字病院、千里救命救急センター・古川市立病院に対して、福岡弁護士会が福岡徳州会病院に対してドナーの人権を侵害したという勧告を出している。さらに、福岡弁護士会からは厚生労働省に対する要望書まで出されている。臓器移植実施例についてはそのつど問題点が指摘されており、脳死判定基準を厳格なものにし、施行規則やガイドラインの遵守を徹底させ、二度と人権侵害の起こらないような状況を作り出すことこそ必要である。ドナーの実態を知らせず、法改悪や解釈の変更で移植の要件を緩和することは許されない。 以上により、平成16年10月14日、臓器提供意思表示カードに関する作業班(班長 新美育文)の報告例に挙げられているような取扱いについては全て反対である。</p>

34	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>私は、「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて(案)」に反対です。そもそも現在配布されているドナーカードは、本人の意思を証明するものになり得ません。カードに記載されたマル印も署名も本人が書いたものであるという証明はそのカードだけで判断することはできません。他人が本人になりすまして書くこともできます。カードを改ざんすることは容易です。</p> <p>臓器移植をするためには、人の生命活動が停止する以前に、「脳死」という段階でもって提供者となる人を「死んだ」と判定をしなければなりません。つまり臓器移植の意思がある人は、生命が危機的状態になった場合には、たとえ心臓など他の臓器が動いていて生命活動が持続している状態であっても、「脳死判定」で生死の判断を医者が行うこととなります。当然ながら「脳死」と判定されれば、生命活動が維持されていようとその人は「死体」となり、その人への治療行為は終わり、臓器の献体となります。</p> <p>このように臓器提供の意思表示をした者は、「脳死」判定によって生死を決定されるのです。言い換えれば、治療に値する生命か否かが判断されるのです。したがって、当然ながら、臓器提供の意思確認は、その者の生存権に関わる極めて重大なものであり、意思確認にあたっては大変な慎重さが求められます。にもかかわらず、ドナーカードは本人の意思確認の手段としてはあまりに信憑性を欠いたずさんなものです。カードの記載不備があっても意思表示の証明として認めるなど言語道断です。</p> <p>自分が死んだ後の財産相続のあり方についての意思表示(=遺言)は、偽造などの不正行為を防止するために公証人を立てますし、公証人を立てなかった場合でも、家庭裁判所の検認を受けます。それに比べて、厚生労働省や日本臓器移植ネットワークが推し進めようとしているドナーカードには、本人の意思表示を的確に示すための法制度も手続きも機関もありません。</p> <p>厚生労働省と日本臓器移植ネットワークの皆様は、土地や金銭といった財産よりも人間の生命は軽いものだとお考えなのでしょうか。とても本人の意思を尊重しようとしているようには思えません。</p> <p>正直、あのような案が出されたことに強い憤りを感じています。</p> <p>また、このような生死に関する重大な問題であるにも関わらず、国民に対してきちんと説明をしていないと思います。今回のパブリックコメントもおそらく限られた国民しか知らないでしょう。マスコミの協力も得ながら、もっと広く国民的な議論を長期にわたって行うべき重大なテーマです。</p>
35	松井宏彰	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>カードの記入に関してもっとも大切なことは、記入者に臓器提供の意思が明確に有ることと、本人の署名がされているという2点だと思います。記入不備を減らしカード所有者の意思をさらに明確にするためには、カードの記載方法を下記のように修正してはどうでしょうか。</p> <p>下記の選択肢の一つに印をして、署名してください。</p> <p>私は脳死の判定に従い、脳死後移植の為に下記の全ての臓器を提供します。(但し、提供しない臓器については該当する臓器にXをつけてください)</p> <p>心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球、その他( )</p> <p>私は心臓が停止した死後、脳死後移植の為に下記の全ての臓器を提供します。(但し、提供しない臓器については該当する臓器にXをつけてください)</p> <p>腎臓、膵臓、眼球、その他( )</p> <p>私は臓器を提供しません</p> <p>署名年月日 本人署名 家族署名</p>
36	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>今回の検討内容は、極めて常識的な内容だと思います。</p> <p>(過去の経緯などから、従来のような判断がなされていたことも理解はしておりました。しかし一方で、亡くなった方を試験の引っかけ問題で落とすような、釈然としない物があり、もし本人が知ったら怒るだろうなと感じていました。)</p> <p>是非今回の案を実行に移していただくよう、お願い致します。</p>
37	匿名	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>・現行の意思表示カードは複雑です。心臓病者である息子もカードを持っていて母である私に同意のサインを求めてきましたが、記載に不備があることにきがつきました。誰もが、もっとわかりやすいように、改善して、臓器提供者の意思が反映できるようにしてください。</p> <p>・臓器摘出が出来る病院をもっと増やし、善意の贈り物が無駄にならないようにしてください。</p> <p>・運転免許証や健康保険証にも自分の意思が書ける様にしてください。</p>
38	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>私の子どもは、完全大血管転位という重い先天性心疾患をもって生まれました。幸い、生後すぐの外科手術で一命をとりとめることができました。しかし、知り合いには拡張型心筋症など移植でしか治療法の見つかっていない病児もおられます。そのため、ぜひ臓器提供の意思のある方については、その貴重な思いをできるかぎり活かされるようお願いいたします。</p>
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>具体的には、意思表示カードの記入のしかたを改善していただく必要があると思います。記入例を付記する等の改善が必要ではないでしょうか。</p>
39	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>今回、「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて(案)」を拝見させていただいて、新しい取扱いの(1)～(4)すべてに賛成します。一方で、平成9年に「臓器の移植に関する法律」が施行されて以来7年もの間、常識的には臓器提供の意思が疑いのない場合でもカードの記載不備を理由に臓器提供に至らず、臓器提供の意思を尊重出来なかった事が放置されていたことを問題にする必要があると考えます。</p>
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>加えて、カード記載不備の多くは記載方法がわかりにくく、煩雑であることが原因と考えます。 を付けるべき場所の数を1・2カ所にする等、記載法の簡素化が必要と考えます。</p>

40	中川 健一	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	「新しい取扱いについて(案)」および「臓器提供意思表示カードに関する作業班報告」の内容は概ね妥当であると思います。
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等すべき	* 私は先日カードに記入し財布にいれましたが、家族欄には、家族(嫁、父母、子等)がいないため、「家族はいません」と記入しました。家族がいない場合の想定が必要では。 * 「私は臓器を提供しません。」という文言は必要なの？だって、提供しないひとはカード持たないでしょ。 * 提供する臓器に印を付ける方式にし、番号欄の は不要にすれば、そうすれば、「番号に はないが、臓器に がある場合……」とか、不毛の議論をしなればならない。
41	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	現在は、意思表示カードの数字のところと臓器に があったものだけが有効とみなされて臓器提供が可能となっているが、本人が を付け忘れたために、本人にその意思があり、医学的にも可能なケースでも、見送らざるを得ない事が度々起こっていると聞く。 一方、臓器提供が実際に可能となるケースは、依然として、低迷し、移植希望待機者は増える一方であるといわれている。 可能なチャンスを逃さないためにも、全体の臓器提供の意思表示をしていけば、見だしの数字と臓器名に 印がなくても、提供できるように、改善すべきと考える。
42	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	意思表示カードの記載不備により本人の臓器提供意思が満たされない不都合を回避するため、今回提示された取扱い(案)の内容に全面的に賛成する。
		4 (1)	個別の記載不備事例の取扱いについて	さらに下記の事例についてもご検討頂ければと思う。 「1および2の両方に がある場合」 1あるいは2の選択は、本人が脳死判定に従う意思を有するか否かを示す最も重要なポイントであり、両方 の場合は記載不備として取り扱われるものと推察される。 しかし、意思表示カードの体裁上、1または2の選択が、脳死判定に従う意思を問われたものであるとは、一般的に理解され難いのではないかと感じる(「あなたは脳死判定に従う意思がありますか？」と設問されているわけではないから)。 そのため、例えば自分の死後、利用可能なあらゆる臓器の提供を望む極めて積極的な意思を持つ一般人が、先ず、自分が脳死状態になった場合には1で困んだ臓器を提供したい、更に脳死を経て心停止、あるいは収容時には既に心停止状態にあった場合には2で困んだ臓器を提供したいと考えた場合、1および2の両方に を付けるであろうと想定される。実際、私自身も意気込んで1、2の全臓器に を付け、後日、それでは無効である旨の指摘を受けた経験がある。 このような事例の拾い上げについてもご検討頂く事を希望する。
43	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	おかしいでしょ、人の命、臓器を記載不備だこうだといって自由化するのはいもう、そういう命を粗末にする政策はやめてください！
44	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	「臓器の移植に関する法律」の基本的理念(第2条)では、「死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない」とある。 臓器提供意思表示カードは、自らの臓器提供の意思を表示する一つの方法であるが、自由に配布できるという理由から最も簡便な方法であり、登録制のドナーカードでは到達することができなかったカード所持率となっている。その点では、臓器移植の普及に貢献したと言える。 しかしながら一方では、記載の方法がそう単純ではなく、記載ミスを起こしやすいのが実情である。 一般的に常識的に考えても、本人の意思表示が明確にあると推測できる記載内容であっても、単純な の付け忘れや年月日の誤りにより、本人の意思表示が全面的に否定される事例が相次いでおり、非常に残念である。 実際に私自身の経験でも、署名年月日が記載不備だった事例があった。家族は思い悩んだ末に、本人の意思を尊重したいと脳死下臓器提供を決断したにも関わらず、移植コーディネーターである私が本人の記載したカードを確認し断らざるを得ず、家族は涙を浮かべながら無念の思いで断念した。主治医は協力をしようとして一生懸命であり、提供できないことに対して激怒し、納得できない様子だった。家族も主治医も私自身も納得できず、非常に不条理に思えた事例だった。このような事例が繰り返されないように要望する。 今回の意思表示カード記載不備事例の取扱いに関する見直しについて、臓器移植法の基本的理念を考慮すると、私自身は提示された原案に賛成である。本人の意思表示が尊重されるよう環境整備が進められることを願うばかりである。
45	田口信助	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	概ね、取扱いの見直し案に賛成します。 それは、(3)の(1)以外について、すべて、カードを所持していた故人の遺志の最も高い可能性を指摘していると考えられるからです。(3)の(1)については、そのカードが故人の書いたものであるかどうかという、根本的な問題について、誰もを納得させる根拠を提出できない以上、有効でないとするのが適当です。 現在の臓器移植の実態は、たいへん厳密な管理状況にあると思います。それは、脳死について国民の意見がいろいろあるということをおぼえての対応だと思われませんが、この間のいろんな世論調査では、常に、脳死を死と認め、臓器移植を容認する意見が多数派だったと思います。 したがって、厳密な対応ということばかりにこだわっていると、故人の遺志を活かすということがなおざりになっているのではないのでしょうか。記載不備例については、故人が記入した気持ちに最も近いと思われる方向を選択すべきであると考えます。 現在の対応は、はっきりしないものはすべて「提供しない」ということになってしまっているわけですが、これは、その方が問題が生じないという事なかれ主義による対応です。臓器提供意思表示カードは、脳死後に積極的に臓器を提供しようとして、故人が記入し、所持されているわけですから、記載の不備によって提供しないという可能性が明確に伺われるものでなければ、積極的に提供しようという意思を尊重してあげるべきです。 ちょっとした、記載の不備で、提供の意思を却下してしまうのは、故人の善意をその時点で殺してしまったことになると思います。故人が、もう、何もいうことができない状況で、そこでは、臓器を提供するのか、提供しないのかのどちらかの道に進むしかないわけですが、ここでは、私は、社会情勢とかではなく、純粋に故人の遺志がどこにあったのかを類推、忖度するのが故人の権利を擁護する代理人の取るべき立場だと思います。

		<p>現在の対応は、提供するとしたときにいろんな問題が起こるのではないかと、お化けに対する恐怖のような不必要な配慮から、故人の遺志を十分に斟酌するという対応がおざりにされています。これは、故人の権利を可能な限り守るという代理人の取るべき態度ではありません。もし、故人の権利を侵害するとすれば、唯一、脳死判定が間違っていた場合です。脳死判定が間違っていなければ、記載不備とはいえ、推量すれば、提供の意思があったと思われるケースで提供しないという選択をする方が、明らかに、故人の権利を侵害したという可能性が高くなります。ここは、どんな裁判官でも、故人の遺志に背き、権利を侵害する可能性の高い方ではなく、その可能性の低い方の決定を支持するのではないのでしょうか。</p> <p>念のために申し添えておきますが、私は、心臓移植のレシピエントになる可能性のある方が会員におられる患者団体に所属していますが、臓器移植については、常に一人の社会人として、レシピエント、ドナー両方の立場になる可能性をふまえて考えるようにしています。臓器移植という医療は、レシピエントのみならず、ドナーとその家族への配慮が必須のことだと考えているからです。</p> <p>実際、長男が11歳で重症の心臓病のために亡くなった際、眼球を提供し、解剖にも協力させていただいた経験も持っていますので、ドナー家族の立場でもあります。したがって、今回、送らせていただいている意見は、臓器提供が増えてほしいという単純なレシピエント側の期待感からの意見ではなく、ドナーやドナー家族としての意見でもあったと考えていただきたいと思います。</p> <p>私自身、臓器提供意思表示カードを記入して所持していますが、記載に不備のないように注意して記入したつもりですが、それに、不備があって、提供できなかったという結果に終われば、残念でなりません。この世に悔いを残して、あの世に旅立つこともできないかもしれません。</p> <p>どうすることがドナーの遺志を尊重することになるのかという観点から、今回の見直し案は問題のない妥当な案だと考えます。</p> <p>さらに、今回の見直し案が施行されても、さらに、家族(遺族)の同意というハードルがあります。そこでも、カードに記載されていることが本人の意思であるのかどうかということが、最も故人に身近な方によって忖度され、その上で本人の遺志を尊重するかどうかという、選択、決定が、再度行なわれるわけですから、本人の意思の確認は二重に担保されているのではないかと思います。実際、日本では、本人意思の尊重といっても、家族によって、それが否定されることも良くあるわけですから、そういう意味でも、カード記載の不備というフィールドでは、最大限、故人の遺志を尊重していただきたいと思います。</p>
4	(5) その他	<p>以上で、今回の見直しについての意見は終わりですが、さらに、現在見直しが問題となっている、15歳以下の子どもの臓器提供について、ついでに意見をのべておいていただきます。</p> <p>現行の規定は、15歳未満の子どもについて、臓器提供を一律に禁止することになっていて、故人や故人の家族に属する遺体についての自己決定権を国が侵害している結果になっているのではないのでしょうか。</p> <p>15歳未満の子どもが“遺言”というものを残せない法体系になっているのはわかりますが、臓器提供は財産の処分と異なり、自身の身体についての決定権ですから、遺言と同等に論ずることが適切なかどうか疑問が残ります。例えば、離婚の際などに、どちらの親の養育下に入るかなど、子どもの自己決定権を限定的に尊重すべき場面は、いろいろとあります。15歳未満でも明確な意思が確認できる場合であれば、その意思を尊重する場合があっても、何も問題はないと思います。当然、保護者の同意も必要ですから。</p> <p>徒に、子どもの自己決定権を無視すれば、国際的には子どもの権利条約に反する可能性があると思います。</p> <p>また、子どもの自己決定権を認めないのなら、その権利は法的な代理人としての保護者に委ねるしかなく、それをしなければ、本人も家族も決定できないこととなります。それは、15歳未満の子どもに関する他の事案についてのあり方からかけ離れていて、たいへんバランスを欠く制度です。</p> <p>小児科医など、親による虐待などの可能性を心配される方もいますが、それは法体系の問題ではなく、犯罪です。そこまで可能性の論議をするのであれば、親が子どもの治療方法を決めていることも問題にしなければなりません。</p> <p>私は、可能な限り子どもの自己決定権を広げていくべきだと思っていますが、自己決定権を認めない、法定代理人の代理権も認めないということであれば、誰も決定を下せないこととなります。これは、事なかれ主義、故人が決定すべきことへの国の過剰な関与だと思います。</p> <p>私は、死後のことを誰が決定するかということより、生きているときのことを誰が決定するかという方が問題が大きいと思います。小さな心臓病の子どもたちの命を失うかもしれない大手術をどうするかという決定は、親に委ねられていて、私たちの患者団体では、日常茶飯事に経験していることですが、これも、親は、常にたいへんな悩みを抱えながら、子どもになり代わって決断を迫られています。</p> <p>こういう決定は、脳死後に臓器を提供するかどうかということより、その子どもにとって、人生を左右する大事な決定です。そういう場面で、小児科医の先生方が、子どもの自己決定権の尊重や、親による虐待の心配があるから親に決めさせるのは、問題があるなどと主張したら、これは噴飯ものです。世の中、何も決められなくなって、どうしようもありません。</p> <p>心臓外科手術もできなくなってしまいます。親の虐待は、それ自体犯罪であり、一部にそういうことがあるということによって、すべての親の子どもを代理を務める権利を奪ってしまうというのは、暴論しかありません。法体系で、親の代理権をすべての親から奪うのではなく、虐待する親から、個別に奪えばいいことであり、実際の現実社会はそのように対応しているのではないのでしょうか。</p> <p>早急に取り組まなければならないのは、犯罪である虐待をする親の問題そのものへの効果ある対策です。</p>

			<p>実際に、子どもの脳死下での臓器提供について、親が代理権を行使して決定できるようにしたとしても、そんなに簡単に提供できるものではありません。本人より、むしろ親のハードルの方が高いと思います。普段から子どもとも真剣に、臓器提供について話していて、それが本当に子どもの望みだったということが確信できなければ、なかなかできることではないでしょう。</p> <p>親というものは、子どもの臓器を簡単に提供したりできるものではありません。一握りの虐待する親を引き合いにして、針の穴ほどしかない子どもの臓器提供の機会さえ、奪ってしまうのはいかがなものでしょうか。</p> <p>私が、心臓病の長男が亡くなったとき、長男の眼球を提供したということを書きましたが、これも、親としてはいろいろと考えさせられました。本人がそういう意思を明らかにしていたわけではなかったですから、いわば、親が勝手に代理権を行使してしまったわけです。</p> <p>ほとんどの親は、そういう場面で、躊躇することでしょう。それは、ずっと、ついて回ります。しかし、そういう場面で提供を決めた親は、必ず、子どもならどう考えただろうかと自問しているはずなのです。私は、まっとうな親を信頼すべきだと思います。</p> <p>脳死下の臓器移植は、善意の意思として、そのことに納得されて誰かの役に立つのであれば、どうぞ私の臓器で良ければ使ってくださいという、ほんとうに尊い提供があって成り立つものです。</p> <p>このことは、各々の個人が任意の意思によって決定すべきことですから、可能な限り、個人々の自由な意思決定が保障されるべきだと思います。それは、提供したい、提供したくない、両方の意思が尊重されるということではなければなりません。</p> <p>現在、提供したくないという方の意思は十分に尊重されていると思いますが、提供したいという方の意思が十分には尊重されていない状況だと思います。提供したいという方がたとえ少数であったとしても、その権利は十分に尊重していただきたいです。このアンバランスを普通の状態に、早急に改善していただきたいと思っています。</p> <p>本人の意思が不明な場合は、正当にその方の権利を代行できる方の権利も保障されるべきではないかと思っています。そうでなければ、私が、長男の献眼をしたことが、非難されることになり、否定されてしまいます。臓器提供は、脳死後であっても、心臓死後であっても家族の思いはそれほど大きく変わるものではありません。</p> <p>一刻も早く、移植を受けたい人、受けたくない人、臓器を提供したい人、提供したくない人誰もが、自己決定権を保障されるような法体系とシステム、ソフト環境を整えていただきたいと思っています。レシピエントやドナー家族へのケアも含めて、やらなければならぬことはいっぱいあります。よろしく願っています。</p>
46	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成 <p>現在は、意思表示カードの数字のところと臓器に があったものだけが有効とみなされて臓器提供が可能となっているが、本人が を附け忘れたために、本人にその意思があり、医学的にも可能なケースでも、見送らざるを得ない事が度々起こっていると聞く。</p> <p>一方、臓器提供が実際に可能となるケースは、依然として、低迷し、移植希望待機者は増える一方であるといわれている。</p> <p>可能なチャンスを逃さないためにも、全体の臓器提供の意思表示をしていけば、見だしの数字と臓器名に 印がなくても、提供できるように、改善すべきと考える。</p> <p>豊かな社会生活を送れるように望むが、日本では臓器移植は未だ社会に広く認知されていないと思う。新しい医学分野であるが、基本的な倫理(人間とは何か)の問題について哲学・宗教等の方面から研究したものをもっと人々に広く知らしめる努力が必要なのではないでしょうか。</p>
47	匿名	4 (5)	その他 <p>人の死はまず第一に死にゆくその人のものです。その人が、死への過程で何を思いつつ生命活動を停止していくのかは、その人でなければわかりません。それは他人が干渉してはならない厳粛なものと考えます。この人生の最終段階で、その過程を妨げるようなことは、たとえその可能性が非常に低くてもなされるべきではありません。</p> <p>一方、人の死の判定は外から見ただけで、可能なのでしょうか。生へ戻ることが、もはや不可能であったとしても、その人が意識(当然、外から見た意識ではなく、「我惟う故に」の我)を無くしていることをいかにして確かめるのでしょうか。</p> <p>完全な器質死を確認できればいいという意見もありますが、確認のためには上で述べた死に向かって歩む人の道のりを、死の判定という形で邪魔することになります。</p> <p>次に人の死は廻りの人のものでもあります。死にゆく人を目の前にして、家族は様々な思いに突き動かされるはずで、家族の人は、自身の精神の平衡を保つのにぎりぎりの努力をしなければなりません。殊に脳死状態になる可能性のある突発的な事故であればなおさらなことです。</p> <p>さらに廻りの人にとっては、死は時の流れの一瞬ではなく、継続的なものです。お通夜、葬式といったものはまさにそれをあらわしていると思います。病院で突然、何の心の準備もできていない状態で臓器移植の提案を医師から出されたとしても、この過程を経ていない状態では、理屈で割り切って判断できるものではないのは明らかです。</p> <p>しかし、医師の前では患者は弱者です。ヒューマンズムといった響きのよい言葉もあります。周囲からの圧力が愛する人を失った人の悲しみを人類愛といった、崇高な目的に昇華させたように思い込ませることはそれほど難しくはないような気がします。</p> <p>以上の点から、社会の中で人を、人として生き、人として死んでいくのを助けるという医療の本来のあり方に照らして、臓器移植に反対します。</p> <p>なお、小児を対象にした臓器移植も前向きに取り組む今の風潮や以前に立花隆の「脳死」が扱った種々の課題に対して医療従事者の、取り組みや思想が全く見えてこないという点についても、医療不信の種が尽きません。</p> <p>科学技術の最先端では、情報公開や第三者機関による監視が進む一方で医療の世界では、なぜこのような、既成事実の積み重ねで物事を進めていく風潮が変わらないのでしょうか。</p>
48	冠木雅子	4 (5)	その他 <p>脳死・臓器移植を論ずる際、やはり一番大切なことは、「脳死」は人の死ではない。見えない死であるということです。</p> <p>「脳死」をなぜ診断しないといけないうか、それは 心停止の前に心臓を取り出すために「脳死」を死とする必要がある、つまり移植を行うため、 延命治療の中止・人工呼吸器などを取り外すその時期を早めるためのこの2点が大きい理由です。</p> <p>救命医や救急にたずさわる者は、何とかして助けようとし、助からなかった場合は、悔しい思いをしています。その方から臓器を摘出しようとは思いません。</p> <p>日本では、世界的に見ても医療の進歩により、脳死移植が進まないとも考えられます。救命に力を注ぐ、その結果なのです。</p> <p>脳死移植が進まないのは、ドナーカードが普及していないのではないのです。助けてもらえるという医療に対する信頼があるということ、もし、ドナーカードが広く普及すれば、医療に対するあきらめ、むだな医療費等の考えが広まることに他なりません。私は、「臓器移植法」の法の改悪に反対です。</p>

49	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>以前脳死下の提供病院から意思表示カードを持った方(50歳代女性)が脳死状態で家族が提供を希望しておられるという連絡があった。主治医よりご家族に紹介していただきカードを確認したところ、力強い筆跡で番号と提供したい臓器に丸がついており、ご主人も一緒に書きましたからと提供したいという発言をされた。</p> <p>しかし、勢い余ってか3番にも丸がついており、NWに確認したところ無効であるとのことであった。ご家族に残念ながらその旨お話したが、納得されず何度かNWとも話をしたが、3番に丸がついている以上だめ!であった。ご家族の落胆は見ているのも辛いくらいでその後何度かご主人を訪問し、出来る限りのケアをしたつもりであるが、家族がよいと言ってるのになぜ提供できないのか、制度がおかしいとうたえられた。</p> <p>いくつかのパターンの不備があるが今回の案のように本人意思や家族のお気持ち明確である場合は提供していただくほうがかえってご家族の悲嘆を軽減するのにもよいのではないかと感じさせられた。</p> <p>法的にどうしても譲れない部分は、仕方ないが、解釈しようのある事例については極力意思をかなえる方向に取り扱っていただければ有り難いと思う。</p> <p>県では別紙のように脳死で臓器を提供する機会は極少ないと検証している。まずは、カードの所持率を上げることが不可欠だが、せっかく書いてもらってもあまりに厳しい判定では一般の方たちにも無力感を与えるだけで、かえって逆効果ではなからうか。</p>
50	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>1. 私の「脳死・臓器移植」についての基本的な考え</p> <p>(1) 普通の人には、脳死の意味をよく理解していない。臓器移植のために臓器を提供してもよいと思う人の多くは、自分が死んで遺体が火葬に付され骨と灰になるくらいならば、臓器を摘出して、その臓器を病気で困っている人に移植していただいてもよいと思っているのである。「脳死」という言葉・概念をつくり、心臓死するより前に新鮮な臓器を摘出して臓器移植をするということは、死に瀕しているが、未だ死んでいないのに臓器を摘出することになるので原則として認めるべきではない。</p> <p>例外的に脳死段階で臓器を摘出することを認めてもよいのは、脳死の意味をよく理解している人が、生存中に明確に(書面にて)脳死判定に従う意思を表示し、かつ臓器を提供する意思を表示している場合に限るべきであり、しかもその意思が真意にもとづき、かつ瑕疵がないことである。本人の意思を尊重することは不可欠であり、自己決定権の原則は厳守されるべきである。軽々に例外を認めるべきではない。</p> <p>なお、当然のことであるが、15歳未満の子供及び精神に障害があるなどの理由により正常な判断能力のない人については自己決定できないのであるから脳死・臓器提供を認めるべきではない。</p> <p>(2) 脳死判定をしたり、臓器を摘出するときは意識がなくなっているので本人の意思を直接確かめることはできない。それだけに、生前に、脳死判定に従う意思があったかどうか、臓器提供の意思があったかどうかを確認することはきわめて大切である。元札幌高検検事長であった佐藤道夫参議院議員が「指針で、臓器提供の意思表示について厳格に定めなかったのがまず問題だ。偽造された場合は、どうするのか。例えば、役所に所定の用紙があり、立会人のもとで必要事項を書き、印鑑を押すか、サインするぐらいの慎重さが必要ではないか。医師は、少しでも問題になりそうな場合は、移植をやめる勇気をもってほしい」と述べているが、私も、全く同意見である。従って、ドナーカードの記載不備があったときは、軽々に脳死・臓器提供の意思があったと推認してはならない。</p> <p>(3) 本人意思の確認の方法は、本人に脳死判定に従う意思があることおよび臓器提供の意思があることをドナーカード(その内容は現行のドナーカードと同じでよい)に記載させたい。医師(または日本臓器移植ネットワークのコーディネーター)が本人に会って、その意思に瑕疵がないことを確認して署名捺印すべきである。こうして作成されたドナーカードは日本臓器移植ネットワークに登録されるようにすればよいのである。このような手続きで本人の意思を確認したうえで、脳死判定をする段階で遺族感情に配慮しその協力を得るために遺族が拒否しないことを要件とすべきであろう。</p> <p>このような厳格な要件を定めると新鮮な臓器を入手することが困難になるであろうが、それはドナーの人権を考えるとやむをえないことである。日本臓器移植ネットワークその他の団体が積極的に「脳死・臓器提供を求める」キャンペーンをするなどの啓蒙運動をして国民的合意を形成するよう努力すべきである。厚生労働省もこのような運動に補助金をだすなどしてバックアップすべきである。(もし、厚生労働省が既にこのような運動に補助金を出しているならば、その額が少ないのか、運動の仕方が悪いのかもしれない)ただし、心臓死後の臓器提供については現行のドナーカード方式で良いと思う。</p> <p>(4) 私が以上のように考えるにいたったのは弁護士という職業であるためドナーの人権を擁護すべきだという観点に立っていることもあるが、10年以上前にライオンズクラブで献血委員会に所属して「愛の献血運動」に携わったことがあるからである。駅前でテントを張り通行人に献血を呼びかけ、献血に応じてくれる人には用紙に血液型など必要事項を記入していただいたうえ前回献血した日、体調などを聞いたりして、とくに問題がなければ献血車に案内し、そこでも医師が血圧を測りながら問診をしている。献血後はジュースを飲んでいただいたり、便箋・ボールペンなどを差し上げたうえ「献血カード」に献血していただいた旨のゴム印を押して渡していた。献血者は輸血を必要とする人に自分の血液を提供できたという満足感をもっているのである。身体の侵襲が軽微な献血についてさえこのように本人意思の確認をしているのであるから、重大な身体の侵襲をともなう脳死・臓器提供の場合には本人の意思の確認はより慎重に行なわれるべきである。</p> <p>(5) なお、臓器移植法の改正問題が議論されている中で、「本人が生存中に意思表示をしていない場合遺族の承諾があればよい」という提案をしている人がいるが、その案は「本人が『ノー』と言っていない以上は恐らく臓器を提供するつもりだろう。それが人間だと考える」という人間観を前提としている。しかし、そのような人間観は確かに立派であり、理想的であるが、日本では誰もがそのような人間観を持っているわけではない。まして心臓死後ではなく、それ以前の段階で脳死判定を受けてまでして臓器を提供してもよいと思っているなどは到底いえない。このような改正案は臓器提供したくない人及び臓器提供を考えたこともない人達に「臓器提供の意思がある」と擬制するものであり、本人の自己決定権を無視するものであり到底認めることができない。臓器提供したくない人は「脳死・臓器提供を拒否する」との意思表示をすればよいのだから本人の意思を無視したことにはならないとの主張も見られるが、それは国民にそのような意思表示を義務づけるものであって到底認められないであろう。</p> <p>もしそのような理想的人間観を前提にしようとするならば、まずなすべきことは、そのような人間観を国民の多数が共有するような啓蒙運動をすべきである。いずれにせよ、時期尚早と言わざるを得ない。</p> <p>2. 意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関する意見</p> <p>上記の私の考えに従えば、(1)(2)(3)及び(4)の記載事例はいずれも脳死・臓器提供の意思ありとは認められない。</p> <p>心臓死の場合の臓器提供の意思表示としてならば、厚生労働省の取扱い案のとおりでよい。</p>

51	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>私は、意思表示カードの最も意味することは、生前に臓器提供について考え、いつ訪れるかわからない死に直面した時に、迷わず自分の身の処し方を決めて、自分の答えを家族に伝え、家族で臓器提供について話し合っておくことだと思っております。そのことこそが、突然の死を迎えた時、家族から医療従事者に本人が意思表示カードを持っていたと伝えて頂けることであり、臓器提供のスタートラインだと思います。</p> <p>日本における臓器提供が前向きになるためには、このスタートラインから次のステップに踏み出す時に、個人の意思を表示し個人の意思が尊重されること、また遺族にとって故人の意思が尊重され、故人の思いが現実になることが残された遺族にとって悲しみを軽くするグリーフケアの一旦を担っていることを真摯に受け移植に関わる関係機関や医療従事者が移植医療の掛け橋になることが、意思表示カードが正確に定着できる早道と思います。修正前に個人の意思が明確に読み取れるにもかかわらず、書類の不備で生かされなかった数字の多さに改めて日本の移植医療の厳しさを感じました。さぞ故人やその方々遺族の方の無念な思いを思うとただただ残念に思いました。</p> <p>今回の修正案では常識的な解釈および前向きな姿勢に少し安心しました。全般的に不備な点を検討して修正されているので総論的にはいいのではないかと思います。</p>
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>また、文章や不備な項目と外れた部分で、書式が小さく目の不自由な方に仕事柄接する機会が多いので聞いてみましたが、かなり書きづらいと言っていました。非常に臓器提供について興味があり臓器提供に積極的な方や、普段仕事などで書類を書く習慣がある方は問題ないと思いますが、それ以外の方々でも書きやすい、間違いにくいレイアウト版を作っていただくことを希望しております。</p> <p>また修正後も書類の不備は出てくると思います。また貴重な意思を無駄にする事がないよう、関係機関がその場で対応できるシステムを構築していくことも希望しております。</p> <p>臓器提供の意思をどうぞ大切にはぐんでいけるよう今後も関係機関の方々のご活躍を祈っております。</p>
52	匿名	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>これまで臓器移植提供の意志を持ちながら、また家族が本人の意志尊重を希望しているにもかかわらず、臓器提供意思表示カードの記載不備のため臓器提供が出来なかった事例を多く聞いております。そこで臓器提供を可とされる方の意思が100%生かされるよう、現行カードの記載は複雑です。記載不備を防ぐよう改善してください。</p> <p>自分の意思を簡潔に表せるように意思表示カードを改善してください。</p> <p>運転免許証や健康保険証にも記載できるよう簡潔な表示方法にしてください。</p> <p>臓器移植が医療として定着して、多くの移植でしか救うことの出来ない患者の命を救うために、1日も早い改善を望みます。</p>
53	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>今回記載の不備事例の取扱いについては異論はありませんが、以下の場合も想定されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 脳死でも心臓死でもよいと思う人が「1」にも「2」もをつけた場合。</li> <li>2. 「多種多様な記載の場合、提供意思の最大範囲を採用する。」ことにしたらどうか。すなわち上記の場合は「1」を優先する。</li> </ol>
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>今回は現カードの取扱いに関するアンケートですので、カードの作り直しは想定外で、本題から逸れますが、今回の不備事例以外に気づいた点を以下に述べますので新規にカードを作る機会がありましたら検討いただきたいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現在のカードが作られた経緯は十分に把握していませんが、今回の不備事例のいくつかは十分予測可能であり、万人が記入する本カードは、記載不備があっても意志を活かせるよう判断できるカード、あるいは判断できる仕組みを作るべきであったと思います。事前に学生などに協力を求めシミュレーションを行ない、いろいろな記入例を収集して検討することも有効だったのではないのでしょうか。</li> <li>2. 「1」では最終的に家族の承諾がなければ提供できないが、その旨が入っています。いざというときカード保有の有無を知るためにも「家族の承諾があれば可能」の旨を記載しておけば、家族に自分の意志を伝えておく人が増えると考えられます。ただし将来、家族の承諾なしで可能となると予測されるならば不要です。</li> <li>3. 「で困んだ臓器を提供します」との記載ですので、 なければできない(ですね?)のだから×は不要ではないのでしょうか?</li> <li>4. 将来カードに記載のない臓器(皮膚、骨など)の移植が普及した場合、提供の意志があってもその他の欄に記載がなければ提供できません。今回の記載不備事例にもあるように「すべての臓器」を一項目追加すれば一部は解決できるのではないのでしょうか。</li> </ol> <p>以上、カード保有者の意志を100%反映できるよう充分慎重にご検討下さい。</p>

54	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>カードを所持しており、それに提供に関して前向きとれる表示をしている場合、家族の反対がなければ、脳死判定に進んでもいいかと思う。意思表示も大切ではあるが、無い場合、家族の意見で、脳死臓器提供ができるような動きがあってもいいのではないのでしょうか。添付書類(別紙2)参照お願いします。</p> <p>(別添2)</p> <p>(1) カードの番号の記載に不備がある事例 (1) カードの番号1に がなく、提供したい臓器が で囲まれている場合については、提供したい臓器を で囲んでいること等から、脳死判定に従い、脳死後に臓器を提供するという前提のもとで、提供したい臓器が明確に示されていると考えられることから、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。これに賛成する。臓器提供の意思表示をしていることは明らかであるから。</p> <p>(2) カードの番号1に がなく、提供したい臓器も で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合については、番号1に はなく、提供したい臓器も で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されていること等から、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。これに賛成する。</p> <p>(3) カードの番号1に があり、提供したい臓器が で囲まれている場合であって、カードの番号3に と×の両方を記載していた場合については、番号1に があり、提供したい臓器が明確に表示されていること等から、番号3に と×の両方が記載されていることについては、「番号3に を付けたもの間違いに気づき×を付けた」と考えることが社会通念に照らして適当であり、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていると判断する。これに賛成する。</p> <p>(2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例 (1) カードの番号1に があり、提供したい臓器が で囲まれていない場合については、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思は明確に表示されており、提供したい臓器の種類は、番号1に を付けていること等から、当該欄に記載されている臓器(心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球)と判断する。これに賛成する。1に ということは、臓器別にかかわらず、「提供したい」という意思が大いにあるのは明らかであるから。</p> <p>(3) 本人署名の記載に不備がある事例 (1) 本人署名がない場合については、本人の意思表示であることが確認できないことから、従来通り、有効な書面ではないものとする。これに賛成する。意思表示カードがなければ脳死臓器提供ができない現状今日の場合は、この意思表示カードでは本人の確認は何も出来ないから。</p> <p>(2) カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合については、一律に書面の有効性が確認できないと判断せず、署名した家族を含め他者の証言により本人の意思表示であることが明らかなる場合には書面の有効性が確認できるものとして取り扱う。これに賛成する。本人の署名が本人の筆跡</p> <p>(4) 署名年月日の記載に不備がある事例 (1) 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合については、カードの発行日以降にカードの記載が行われたことは自明であるので、一律に無効とするのではなく、カードの発行日以降に記載されたものとして取り扱う。また、本人が、法律施行日前の日付が記載されたカードを法律施行日以降も所持していることから、法律施行日以降も当該カードの記載内容の意思を有していたとして取り扱う。これに賛成する。署名年月日がなぜカードにあるのかそもそも不明であるから。</p>
55	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>今年に入ってから、機会があり、脳死や臓器移植についての学習会に何度となく参加してきました。</p> <p>人のためになるなら、臓器提供してもよいのではないかと、思ってきましたが、臓器移植法成立から今日までたったわずか二十数例にしか過ぎない臓器移植について、問題のないものはなく、日弁連に人権救済申立がなされたり、訴訟になったりしている事実を知るにつけ、まず救命医療を優先させるべきだと感じました。</p> <p>死ぬか、生きるか、は誰にも判断できないことなのではないのでしょうか、可能性は誰にもあることを前提にした治療を優先させて欲しいとおもいます。ドナーカードを緩やかに解釈したからと言って、移植医療が急激に増加するとは到底思われません。議論をつくさず、安易にカードの解釈のみを緩やかにしたとしても、不信は募るばかりだと思います。</p> <p>移植を増やすためにドナーカードを緩やかに解するのではなく、治療を最優先させるべく、さらなる脳の研究や技術を向上を求めていってください。</p> <p>「ドナーカードをもっていたら、治療してもらえないわよ。絶対持ってはダメ」と友人・知人に伝えています。</p> <p>ドナーカードを緩やかに解することには大反対です。</p>
56	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>弁護士の立場から、後に争いの火種になることが明らかな解釈を容認する事はできません。記載不備の場合には臓器移植できない、とすることが妥当と史料します。人の命は重く扱うべきです。</p>
57	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>私は、意思表示カードが、あるにもかかわらず、それが、うまく活用されていない事を、とても残念に、思っています。いわゆる「不備」なのでしょうが、それを、家族の方の意見を、聞きながら、故人の意思を、考えて、移植に役立ててほしいと、節に望みます。</p>
		4	(1) 意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>それから、カードの根本的なことですが、意思表示の事を「運転免許証」か、「パスポート」に添付する方法は、どうでしょうか？</p> <p>取得するときに、臓器提供の意識を、持ってもらおうのです。大なり小なり、皆の目に触れる訳です。</p> <p>こんな事を、考えています。宜しくお願いします。</p>

58	匿名	4 (1)	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	死後(世界的に先進国は脳死が死)臓器を提供したいという意味がわかれば、提供を書き損じや間違いなどで、無効にならない形式・制度にすることこそが重視されなければならない。制度の意味はそこにあるのだから。
59	八田 幸一	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	そもそもカードの記載に不備があるのは、記載方法に問題があるからだと思います。カードの意味は本人の意思を明確に表すことなので、曖昧な解釈が出来ないように記載方法を変えるべきだと思います。例えばカードの番号には ×は必要なく、提供したい臓器を で囲み、提供したくない臓器には×を付けるようにすれば良いと思います。 ×が混在している場合は無効(提供しない)とすれば良いと思います。また番号3の臓器を提供しないという項目は不要だと思います。署名年月日もカードの発効日が予め記入(印刷)されていれば不要だと思います。過去に発行したカードの記載不備の解釈ですが、どちらも取れるような記載内容のものは本人の意思を明確に表しているとは言えないので、無効(提供しない)とするべきだと思います。最も重要なのは、記載方法を変更した新しいカードを一刻も早く提供して、新しいカードに更新して貰い、本人の意思を明確にして貰うことであると思います。
60	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	臓器提供意思表示カードを持っているにもかかわらず、不備があるからといって、臓器を提供できないのには、私は納得がいきません。臓器提供意思表示カードを持っていること、それになんらかでも記入していること自体が、その人の意思なのではないでしょうか?意思を示すカードなんですから。今、実際に持っている人の多くが、不備があるのではないのでしょうか?ほんの少しの不備で、そのひとの意思が尊重されないのは納得がいきません。早急に見直す必要があるのではないのでしょうか?海外では多くの臓器移植が行われてるにもかかわらず、日本での移植が遅れているのは、どうしてなのでしょう?海外にできることは、日本にもできるのではないのでしょうか?この日本で一人でも多くの命が救われることを望んでいます。
61	利光 恵子	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	(意見) これまで、臓器を提供する意思または脳死判定に従う意思の表示が明確でないとの理由から無効であると判断してきたカードについて、記載内容不備にもかかわらず、「法の求めている意思表示が存在する」と類推して有効とすること、あるいは家族等の証言なども勘案して有効とするという今回の「新しい取扱い」については、絶対認められない。 (理由) わたし自身は、科学的事実から見ても社会的文脈からも、「脳死」は人の死ではないと考えている。現在、そのように考えている人達は数多く存在する。臓器の移植に関する法律は、その成立過程からして、これら「脳死は人の死ではない」と考える人達の存在や、脳死判定の手技自体が重篤な状態にある患者に対して強い侵襲を与えるという事実を押される形で、「本人が生存中に臓器を提供する意思および脳死判定に従う意思を書面上に表示している」ことを臓器摘出の要件と定めたのであり、書面に本人の意思が明確に示されていることは必須である。カード記載にあたっては、「脳死」とはどのような状態か、「脳死判定」は医学的に可能なのか、「脳死判定」が患者に悪影響を与えることはないのかなどについて、正確な情報が提供されるべきだし、それらを理解したうえで入念に記載されてしかるべきである。例示されているような記載不備カードは、上述のような情報提供も得られないまま、あるいは「脳死」での臓器摘出の意味するところをじっくりと考える時間的余裕もないまま、一部のみ記入されものに過ぎず、本人の意思を示しているとはいえない。 それを、恣意的かつ強引に解釈して、臓器摘出可能と判断することは許されない。
62	斉藤幸枝	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	第2条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。 この法律が、臓器移植を日本で実施することを可能とし、上記条文では提供の意思を尊重するとなっているのですから、尊重する仕組みをつくることを当然予定しているものであったはず。しかし、この7年におよぶ経過の中で、臓器提供の意思を生かせなかった多くの事例の存在は、方に規定している「意思を尊重する」しくみはほとんど作られていなかったことを証明していると思います。意思を尊重するのであれば、ハード面では、当然、指定病院以外で脳死となった場合に例えば「脳死判定チーム」を派遣して、判定するような仕組みが考えられたはず。提供の意思が無ければ、提供したい臓器にマルがついており、本人署名があれば、細かいところにとらわれず、認めるのが、この法律の趣旨に沿った判断と言えるでしょう。いずれにしても、生きた日本語から判断して、本人意思を尊重することから、判断していけば、今回の意見募集された、臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて(案)など、何の問題も無く、有効なカードとなると思います。あれこれ迷うことも無く、何も問題ないと思います。こんな議論が7年後に出るなんて、少しばかり残念です。
63	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	別添 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて(案)の結論は妥当であると思います。これらの事例で十分に臓器提供の意思表示があると判断できると考えます。
64	匿名	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	現行の意思表示カードでは、脳死後、全ての臓器を提供するものとの誤解が相当あり、腎臓のみの提供につながっていないのが現状です。( <小さく> ×印で提供したくない臓器は、記載されているが)そこで 提供したい臓器の「名称」を自署させるか、 提供したくない臓器の選択事項を明確に表示する、システムに改善してほしい。

65	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>1. ドナーカードの偽造、代理記入か否かをどのように確認するのか</p> <p>2. 本人の意思の真正確認をどのように確保するのか</p> <p>意思決定のできない人や出来にくい人、および特殊な状況下での誘導や強制による記入をどのように排除するのか(私の結論)</p> <p>記載不備ドナーカードを有効として臓器摘出を認めることは、絶対に反対です。</p>
66	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>重箱の隅を付くような意見は虚しい。</p> <p>誰もが死を望みはしないだろうけど、誰も死を回避できない事もまた人間の宿命です。</p> <p>脳死さえ避ければそれで事態が良くなるのでしょうか。</p> <p>心臓が止まって呼吸が止まったの死なら許せるのですか？</p> <p>細胞が腐って死臭が漂い始めればきつと誰でも諦めるでしょうね、肉体の死を、では、死とは肉体の死だけでしょうか。人は肉体だけで生きて来たのでしょうか。</p> <p>肉親の死に直面すると確かに辛いものがあります。</p> <p>でも古来人間はその救いを心の存在や魂の存続というところに見出して来ました。</p> <p>自分には心がないと否定する人はまず居ないでしょう。</p> <p>脳死を許さない、臓器移植を医療とは認めないとおっしゃる方の意見の中には、臓器を部品として扱うのが許せないという極論もあります。でもそれは、その方自身がそう考えているのかもしれないけど、世の中の大多数の人たちはもっと大きな視点から命を思いやっているのじゃないでしょうか。</p> <p>歴史はある意味残酷な犠牲の上に成り立ってきました。それを否定してしまうと科学の進歩も医学・医療の進歩も、自分の存在させ許せないものになってしまう。</p> <p>私達はその歴史の中の今この時点での今ある状況に順応して生きているに過ぎません。</p> <p>歴史は民衆の最も望むものに帰結するとも言われます。</p> <p>医療不信、人間不信、そういったものは事実あるにしても極一部のものであると信じます。</p> <p>弱者切り捨て論ではありません。</p> <p>法律は実質的には規制のためにあります。そしてそれが改訂されるまでには何年もかかります。</p> <p>その間に確実に何万、何十万もの移植待機者が死んで行くのです。</p> <p>その人達に救命の方法は法律的にもう有りませんから諦めてくださいと云えますか？</p> <p>人工心臓、人工心臓、人工透析など、ある程度の延命はしてやったからもういいじゃないか、と云えますか？ そんなところに議論を持っていくのが虚しくありませんか？</p> <p>現実の多くは、臓器を贈って頂いた(もらった、ではない)移植患者は心から感謝してその恩を社会に還元しようとし、贈ったドナー(生体)やご遺族も提供したことが無駄ではなかったと感じておられるのではないかと推察いたします。そこにこそ心があると思います。</p> <p>感情論に一喜一憂して大局を見失わないようにするのも社会構成員の義務と思えるようになったのも、移植を経験して身体も心も健康になってからでしょうか。</p> <p>結論の出せる種類の問題ではありませんが、私達移植の恩恵を受けた者の立場から言わせて戴ければ、少しでも多く、命の助かる機会を与えてください、とお願いするのみです。</p>
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をするべき	できれば運転免許証や健康保険証でも併せて意思表示が出来るように各省庁で協調してください。
67	山裕子	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	絶対に反対です。不備なドナーカードを有効にしようとするとは悪質です。本人の意思を無視するおそろしい事です。こんな事が進んでいくとは、反対します。
68	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>一番の問題点は、ドナーカードを記入し所持していたにもかかわらず、不備だと切り捨てられてきたことにあると思います。患者の気持ちを考えるともっと早く対処すべきであったように思えます。</p> <p>記載不備のカードにおける本人の臓器提供意志の確認は、作業班報告をみても良識によるべきであったと思いました。ドナーカードに記載しても自分は当事者にはならないといった思いもあり、記入が不備であることは十分に考えられます。作業班報告の内容は良識にのっとった判断によるものだと思います。また、法律を変えても新たな問題点がでてくるとは思いますが、早急な対処をその時はお願いしたいと思います。</p>
69	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	臓器提供、脳死判定の条件として現行法の条件をどう内容にする緩和することには反対です。

70	清水昭美	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	法律によって、最も尊重され、保障されるべき、本人の生命に関わる事柄であり、不備な記載を有効とすることは許されない。 現在のドナーカードが果して有効といえるか、偽造が可能である。 本人確認や筆跡確認を行っていない現状を改めねばならない。 現状に問題がある上に、更に、不備なカードも有効にすることは反対である。
		3	個別の記載不備事例の取扱いについて	・1. 脳死、2. 心臓死、3. 提供しない の項に丸印 未記入の場合 本人の意思不明であり、提供しない意思もあり得る。不明を有効としてはならぬ。 ・臓器欄に丸印のない場合 いずれか不明であり、本人の意思を確認できない。第三者が有効とするのは推定であり、本人の意思ではない。 ・本人、家族欄の書き違えを認めてはならない。 もし、認めれば、家族が意図的に本人欄に書き、家族欄に本人に書かせ、いざ「脳死」のときに、書き違えたとして有効扱いになり、被虐待者などを早く死亡させる意図での悪用がおり得る。財産がからめば、意図的な操作がおり得る。 いかに、臓器不足とはいえ、このような不備なドナーカードを有効とする動きは、医療不信をますます深めるばかりである。記載不備を有効としてはならない。
71	駒井百合子	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	脳死判定がなぜされなければならないのか、これは臓器移植を円滑にするためのものであって、ドナーとなりうる人にとっては、治療の行為とならない。患者の病気が治癒し、社会生活に戻れるようにすることが医療の本質なのではないでしょうか。 移植しか助からないといわれている病気の人にとって移植を押し進めてほしいという切なる気持ちもわかりますが、合法化された殺人によって臓器をもらって本当に幸せなのでしょうか。 小さなカード1枚によって記されたもので、臓器を摘出してよいのでしょうか。カードの記載不備事例でも臓器を摘出してよいのでしょうか。絶対反対です。
72	三崎甫子	4 (5)	その他	私どもは1人子である娘を平成5年に友人間の同乗事故で亡くしました。 当時私どもは宇治市、娘は東京と離れて生活をしておりまして。知らせを受けたのが夜10時頃、すぐに夜行のバスに乗り、翌朝、病院について何が何だかわからない時、今から思えば2人の女性が近づいて来て、何かくどくど云っておりました。おかれている現実を理解できない離人症になっている際、あのようにつめ寄せられますと、ついつい承諾してしまうかわかりません。そして、その後、そのことで又苦しまなくてはなりません。当事者でない方だから、そんなことが出来るのです。 私は亡き娘が私の臓器を移植することが出来るなら、私が死にます。
73	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	私は職業上、脳死状態の患者さんもみてきたし、心臓移植しか助からないといわれている心臓病の患者さんもみてきた。どちらも尊い命である。臓器移植は心臓病の人に対しては一筋の光になるのかもしれないが、脳死状態の患者を救うための医療は臓器移植にとっては反するものになる。私は臓器移植そのものに反対します。そして、臓器移植の数をもっと増やすために、意志表示カード記載不備でもおこなえるという改正には断呼として反対と言いたいです。

74	渡部良夫	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	臓器提供意思表示カードの記載に不備がある事例の取り扱いに関して、厚生労働省臓器移植委員会作業班が「軽微な記載ミスがあっても、本人の提供意思が読みとれる場合は有効とする」との見解をまとめられた由ですが、これには重大な懸念を抱かずにいられません。その理由を以下に述べさせていただきます。そもそも現在行われているいわゆるドナーカード方式は、極めて杜撰なもので、法律的にその有効性を認めるわけには参りません。それは当カードが自由意思に基づいて本人が署名したものであることを確認できる形式をとっていないからです。例えば遺産相続という財産の処理においてすら、遺言書は正式な立会人の同席による署名捺印を要しますし、医療の場における手術への同意書も本人と医師の同席と両者の署名がなければ有効とされないのに、本人の生死を左右するというこの上ない重みを持つ臓器提供意思の表示に、そうした条件をつけず、偽造される可能性すらあり得る現在の方式は直ちに改められるべきであり、ましてその記載に不備が認められるような事例までその有効性を認めるのは、人命の軽視も甚だしいものと言えましょう。
		4 (5)	その他	以上の他にも、現行の臓器移植法における脳死状態の診断法には、脳低温療法の必要性を取り入れず、脳死の診断法ではなく作成法である無呼吸テストが含まれているなど、多くの不備や問題点があり、そちらこそまず改善すべきであると考えますが、今回の意見募集の題目から外れますので、割愛致します。
75	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	現在の法律の基準の元では個人の意思がきちんと反映されておらず、その為にたくさんのお金と命の危険をおかしてまでも海外へ移植に行く方がおられるのだと思う。本人の意思を尊重するという点において、日本の法律はりっぱだと思うが、少しでも記載に不備があればダメという現状では、移植医療というのがただのお題目になってしまっているような気がする。(特に心臓移植において)今回の取扱い(案)を読むとその点が改正され、移植において臓器提供したい人の意志が今までより反映されるものと思う。ぜひこの案が実現することを願う。
76	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	脳死は死ではないと思います。 生きている人の体から臓器を摘出するのは反対です。 安易な法案を通すことの無いよう、お願い致します。 改正大反対です。
77	匿名	4 (3)	臓器提供意思表示についてより慎重に行うべき	実際に臓器提供の意思があり、カードに記載した場合に第三者がチェックすることが可能であれば不備は少ないと思われる。個人の意思を尊重し脳死に至るまで秘密にするのであれば難しいと思うが、報告書を見ると提供する側に何らかの記載があれば、本人の意思が提供するとあるが、記載の不備をどちらかに決めるのではなく、さきに述べたようにチェックできる機構を考えるべきではないでしょうか。
78	佐藤龍市	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	ドナーカードの記載不備事例についてはすべて「無効」とせよ!! (理由) 自筆であるか否か検証不能な制度下であり、保険金殺人、臓器売買に利用されかねない。 記載不備、即臓器提供意思表示あり、との検証不能。 現行制度は、記載不備な場合容易に加筆できる。 認知障害(痴呆)、精神発達遅滞、未発達児童等判断能力の乏しい人に誘導、強制による記入が可能である。